

## 岩沼市復興整備協議会特別会議 議事録

日 付	今回（第2回）	平成24年3月23日（金）10:00～10:40
	前回（第1回）	平成24年2月17日（金）15:30～15:50
場 所	自治会館200・201会議室	
復興整備事業	集団移転促進事業（玉浦西地区） 集団移転促進事業（三軒茶屋西地区） その他施設の整備に関する事業（玉浦西地区災害公営住宅整備事業）	
出 席 者	岩沼市	副市長 菊地啓夫 総務部長兼震災復興推進室長 大村孝 市民経済部長 安住智行 建設部長 渡辺泰宏 総務部震災復興推進室副参事兼室長補佐 入間川弘 総務部震災復興推進室復興計画係長 佐々木拓也 総務部震災復興推進室主査 柳谷吉紀 建設部都市計画課副参事兼課長補佐 町田拓郎 建設部都市計画課長補佐 菅井秀一 建設部都市計画課計画係長 菊地智男
	復興庁	宮城復興局主任専門調査官 佐藤達也 宮城復興局主査 児玉昌也
	農林水産省	東北農政局農村計画部農村振興課長 高橋修一 東北農政局農村計画部農村振興課長補佐（総務） 佐藤吉治 東北農政局農村計画部農村振興課長補佐（業務） 佐藤敏克
	国土交通省	都市局都市・安全課広域防災専門官 服部卓也 東北地方整備局都市・住宅整備課長 宮崎貴雄 東北地方整備局都市・住宅整備課長補佐 吉田良勝
	宮城県	震災復興・企画部震災復興企画総務課長 高橋彰 農林水産部農業振興課副参事兼課長補佐（総務担当） 佐々木義徳 土木部都市計画課長 櫻井雅之 土木部復興まちづくり推進室長 千葉晃司 土木部建築宅地課長 千葉琢夫 土木部住宅課長 角田正雄

### ○協議内容

#### 1 開 会（震災復興・企画総務課長）

- ・出席者紹介
- ・会議の公開・非公開についての報告：会議を公開で行うことを報告
- ・傍聴人への注意

#### 2 議 事

岩沼市復興整備協議会規約第7条により、岩沼市長代理人の菊地副市長が議長となる。

(岩沼市 菊地副市長)

それでは、ただいまから議事に入ります。

議事の流れとしましては、まず、復興整備計画の全体について事務局から説明いただき、質疑を行います。

その後、本案では、東日本大震災復興特別区域法の規定に基づき、集団移転促進事業の特例に関する事項、農地転用許可に関する事項がありますので、それぞれについて説明いただき質疑を行ったあと、それぞれの許認可権者である国土交通大臣と農林水産大臣の同意状況について確認させていただきます。

岩沼市復興整備計画（案）について、事務局から説明願います。

(岩沼市事務局 渡辺建設部長)

様式第2により説明。

(岩沼市 菊地副市長)

只今、事務局から説明がありましたが、皆様からご意見、ご質問はございませんか。

(出席者一同)

意見、質問無し。

(岩沼市 菊地副市長)

今回の岩沼市復興整備計画では、東日本復興特別区域法第53条の規定に基づく集団移転促進事業計画の策定に関する特例措置を適用することとしておりますが、集団移転促進事業計画について事務局から説明願います。

(岩沼市事務局 渡辺建設部長)

岩沼市防災集団移転促進事業計画書（案）により説明。

(岩沼市 菊地副市長)

只今、事務局から説明がありましたが、県の建築宅地課から補足することはございませんか。

(宮城県 千葉建築宅地課長)

只今、事務局から説明のありました岩沼市防災集団移転促進事業計画書（案）について、県としても防災集団移転促進事業の計画として適当なものと考えます。

(岩沼市 菊地副市長)

只今の説明について、皆様からご意見、ご質問はございませんか。

(出席者一同)

意見、質問無し

(岩沼市 菊地副市長)

この事項につきましては、東日本大震災復興特別区域法第53条第4項の規定に基づき、国土交通大臣の同意を得ることとなっておりますが、国土交通省の服部広域防災専門官様、いかがですか。

(国土交通省都市局都市安全課 服部専門官)

今回ご提案されている事業計画について、国土交通省としても同意したいと思います。

岩沼市の計画は、被災した集落を1つに集約するというもので、計画として素晴らしいものであると我々も思っています。この時期にこれだけのものをまとめて整備計画に載せるという努力に改めて敬意を評します。

防災集団移転促進事業は、宮城県下もしくは被災3県で相当な数が予定されています。今後事業を進めていく上でいろいろな課題が出てくると思いますが、県を通して情報発信いただき、これから進めようとしている市町村に対して広く情報共有していただけたらと思います。我々も一緒になって考えますので、トップランナーとして頑張ってくださいと思います。

(岩沼市 菊地副市長)

ありがとうございました。

それでは、この事項につきましては、国土交通大臣の同意をいただいたものといたします。

次に、今回の復興整備計画では、5ページに記載のとおり、東日本大震災復興特別区域法第49条第1項の規定に基づき、農地法第4条第1項・第5条第1項の農地転用許可の特例措置を適用することとしておりますが、この点について事務局から説明願います。

(岩沼市事務局 安住市民経済部長)

様式第8により説明。

(岩沼市 菊地副市長)

只今の説明について、皆様からご意見、ご質問はございませんか。

(出席者一同)

意見、質問無し

(岩沼市 菊地副市長)

この事項につきましては、東日本大震災復興特別区域法第49条第1項の規定に基づき、農林水産大臣の同意を得ることとなっておりますが、東北農政局の高橋農村振興課長様、いかがですか。

(東北農政局農村計画部 高橋農村振興課長)

岩沼市の農業の健全な発展を図る施策、必要な農地の確保及びその利用に関する基本的な事項が明確化されていることから、集団移転促進事業玉浦西地区及び災害公営住宅整備事業玉浦西地区の区域にかかる土地利用方針については異存ございません。

(岩沼市 菊地副市長)

ありがとうございました。

それでは、この事項につきましては、農林水産大臣の同意をいただいたものといたします。

以上で、本日の議事を終了させていただきたいと思います。

### 3 閉 会（震災復興・企画総務課長）

#### ○協議結果

- ・東日本大震災復興特別区域法第53条第4項の集団移転促進事業の国土交通大臣同意及び同法第49条第1項の農林水産大臣同意を得る。